

平成 2 4 年度
第 2 回新居浜市地域包括支援センター運営協議会
(兼 新居浜市地域密着型サービス運営委員会)
次 第

＜日 時＞ 平成 2 4 年 1 0 月 4 日 (木)

1 4 : 0 0 ~ 1 5 : 3 0

＜場 所＞ 市役所 3 階 応接会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 平成 2 5 年度の地域包括支援センター事業計画について
介護予防事業の見直し
- (2) 平成 2 5 年度の地域包括支援センターの体制について
ランチの担当校区の見直し
- (3) 地域密着型サービス関連条例のパブリックコメントについて
- (4) その他

3 閉 会

【資料】

- 1 平成 2 5 年度新居浜市地域包括支援センター事業計画 (案)
- 2 介護予防教室・その他講座等実績
- 3 平成 2 3 年度介護予防教室実績
- 4 平成 2 3 年度校區別介護予防教室参加者
- 5 新居浜市の高齢化率・認定者数等の推移及び推計
- 6 ランチの拠点及び担当校区

1 新予防給付マネジメント

要支援1・2の軽度の要介護者を対象に、状態の改善・悪化防止を図る。

2 介護予防ケアマネジメント

(1) 二次予防事業（特定高齢者施策事業）

65歳以上の虚弱高齢者を対象に、状態の維持改善を目的に、運動向上・栄養改善・口腔機能向上の3プログラムの通所型介護予防事業と看護師の家庭訪問による訪問型介護予防事業を実施する。

(2) 一次予防事業（一般高齢者施策事業）

ア 介護予防教室	年40回
イ ふれあい・いきいきサロン等への講師派遣	年36回（各小学校区2回開催予定）
ウ 介護予防ボランティア養成講座	年3回
エ 高齢者福祉センターの健康相談・介護相談	年12回
オ 笑いの介護予防促進事業	笑いの健康効果評価講座（14回）、 第7回笑いサミット開催

3 総合相談事業

介護に対する相談や健康・福祉・医療に関することなど様々な相談に応じ、問題に応じて適切なサービスや機関・制度の利用につなげる。

(1) 社会資源一覧の更新及び拡充

現存する社会資源一覧の内容更新を行うとともに、新たにサービス利用者の目線に立ったものに拡充する。

(2) 高齢者訪問調査

地域から孤立している介護・支援が必要な高齢者のいる世帯や介護を含めた重層的な課題を抱えている世帯など、支援が必要な世帯を把握し、当該世帯の高齢者や家族への支援につなげる。（ランチが実施）

(3) 地域ケアネットワーク推進協議会 各小学校区3～4回開催

(4) ブランチ連絡会・学習会 原則毎月1回開催

4 権利擁護事業

高齢者が尊厳をもって暮らせるよう、権利を守るため、成年後見制度の紹介や虐待の早期発見、消費者被害対応などを行う。また、認知症に関する啓発事業として、認知症サポーター養成講座の開催（市内小中学校を含む）やパンフレットを作成し啓発を図る。

5 包括的・継続的ケアマネジメント

高齢者が住みなれた地域で安心してその人らしい生活を続けられるようケアマネジャーに対する支援・指導を行うとともに、関係機関とのネットワークをつくる。

(1) 介護支援専門員連絡協議会・研修会 年5回程度開催

6 その他の事業

(1) 介護相談員派遣事業 特別養護老人ホーム、グループホーム等へ派遣

(2) 地域包括支援センターの広報 市政だよりによる広報（随時）

介護予防事業・その他講座等実績

1 二次予防事業

		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	計
二次予防対象者 把握事業	チェックリスト回答者	8,176	464	729	1,098	1,538	12,005
	チェックリストによる対象者	2,397	280	316	331	475	3,799
	健診受診者	8,176	192	127	145	148	8,788
	二次予防事業対象者	1,262	127	101	119	105	1,714
通所型 介護予防事業	事業参加者	46	48	51	46	56	247
訪問型 介護予防事業	事業参加者	1	5	3	4	3	16

2 一次予防事業

			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	計
介護予防 普及啓発事業	介護予防教室	回数	16	15	16	16	40	103
		参加者数	384	335	353	325	792	2,189
	笑いの介護予防教室	回数	/	14	14	14	14	56
		参加者数	/	869	755	872	596	3,092
	介護予防講演会	回数	1	2	1	1	1	6
		参加者数	500	900	650	800	400	3,250
	健康・介護相談	回数	/	/	/	12	12	24
		参加者数	/	/	/	244	156	400
地域介護予防活 動 支援事業	サロン講師派遣	回数	/	10	10	16	21	57
		参加者数	/	292	273	510	793	1,868
	介護ボランティア 養成講座	回数	2	3	3	3	3	14
		参加者数	117	115	80	102	96	510
計	回数	19	44	44	62	91	260	
	参加者数	1,001	2,511	2,111	2,853	2,833	11,309	

3 その他

			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	計
家族介護支援事業	家族介護教室	回数	43	46	47	40	/	176
		参加者数	961	906	940	738	/	3,545
認知症サポーター 養成講座	一般向け	回数	1	23	36	20	17	97
		参加者数	79	580	722	747	329	2,457
	小中学校開催	回数	/	/	/	5	15	20
		参加者数	/	/	/	230	873	1,103
計	回数	1	23	36	25	32	117	
	参加者数	79	580	722	977	1,202	3,560	

一次予防事業 + 家族介護教室 + 認知症サポーター養成講座	回数	63	113	127	127	123	553
	参加者数	2,041	3,997	3,773	4,568	4,035	18,414

平成23年度 介護予防教室実績

開催日	参加人数	場 所	主な内容
4月15日	9	城主自治会館	認知症について
5月9日	8	滝の宮自治会館	朝のベッド内体操
5月10日	14	元船木集会所	介護保険の申請から結果に至るプロセス
5月20日	8	城主自治会館	脱水について
5月20日	20	要害自治会館	介護保険の申請から結果に至るプロセス
5月24日	16	政枝自治会館	運動器の衰え鍛えて予防
5月31日	3	共生の郷 なの花	認知症になっても地域で安心して暮らせるために
6月9日	17	大生院公民館	健康体操
6月16日	18	東田団地自治会館	介護保険制度の仕組み/筋力トレーニング
6月17日	12	要害自治会館	特別養護老人ホーム入所にかかる費用について
6月20日	34	多喜浜公民館	認知症について
6月22日	22	口屋跡記念公民館	楽しい食事と生活
6月24日	27	西の土居町自治会館	七夕作りを楽しもう
6月27日	18	浮島自治会館	ボール体操
7月8日	21	新居浜公民館	車椅子で行動範囲を広げましょう
7月9日	20	岡城館	安心入浴術、水は命の源
7月10日	32	上原自治会館	腰痛予防と体操について
7月11日	16	要害自治会館	認知症の理解
7月12日	18	若宮公民館	認知症について知ろう/認知症予防について
7月26日	20	政枝自治会館	先人から学ぼうツボ押し療法
8月8日	22	中萩公民館	高齢者と薬について
8月9日	16	大生院公民館	筋力向上トレーニング
8月19日	7	十全総合病院	認知症について/家族が抱える悩み
8月24日	8	角野公民館	認知症とその予防
8月25日	22	松神子自治会館	安心入浴術、水は命の源
9月12日	5	角野公民館	高齢者に必要な災害時の備え
9月14日	34	口屋跡記念公民館	認知症について
9月15日	10	十全総合病院	認知症について/家族が抱える悩み
10月20日	23	多喜浜公民館	認知症の心理的理解
10月24日	16	松の木自治会館	元気になるウォーキング
10月28日	7	角野公民館	楽しいリラックス体操
1月10日	36	十全総合病院	認知症について/認知症予防について
1月12日	36	河内町自治会館	認知症について/認知症予防について
1月23日	21	浮島自治会館	元気になるウォーキング
2月6日	28	中萩公民館	認知症と口腔ケア
2月17日	60	金栄公民館	リハレクしましょう！
2月27日	22	松の木自治会館	ひざ痛、腰痛を解消していきいき人生
3月2日	11	新居浜公民館	高齢者の口腔ケアについて
3月7日	25	口屋跡記念公民館	高齢者の口腔ケアについて
3月17日	30	川東高齢者福祉センター	元気になるウォーキング
計	792		

資料4

平成23年度 校区別介護予防教室参加者

校区	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	高齢者人口	参加割合
金子													0	2,608	0.0%
金栄		24	27	20							60		131	1,345	9.7%
新居浜				21								11	32	1,368	2.3%
宮西			22			34						25	81	1,256	6.4%
惣開					7	10				72			89	757	11.8%
若宮				18									18	616	2.9%
神郷		3			22								25	2,834	0.9%
多喜浜			34	20			23						77	1,152	6.7%
大島													0	166	0.0%
浮島			18				16			21	22	30	107	1,169	9.2%
垣生													0	1,110	0.0%
高津													0	3,393	0.0%
角野	9	8			8	5	7						37	3,631	1.0%
泉川		20	30	16									66	3,263	2.0%
船木		14											14	2,155	0.6%
中萩				32	22						28		82	5,290	1.6%
大生院			17		16								33	1,274	2.6%
別子山													0	94	0.0%
	9	69	148	127	75	49	46	0	0	93	110	66	792	33,481	2.4%

資料5

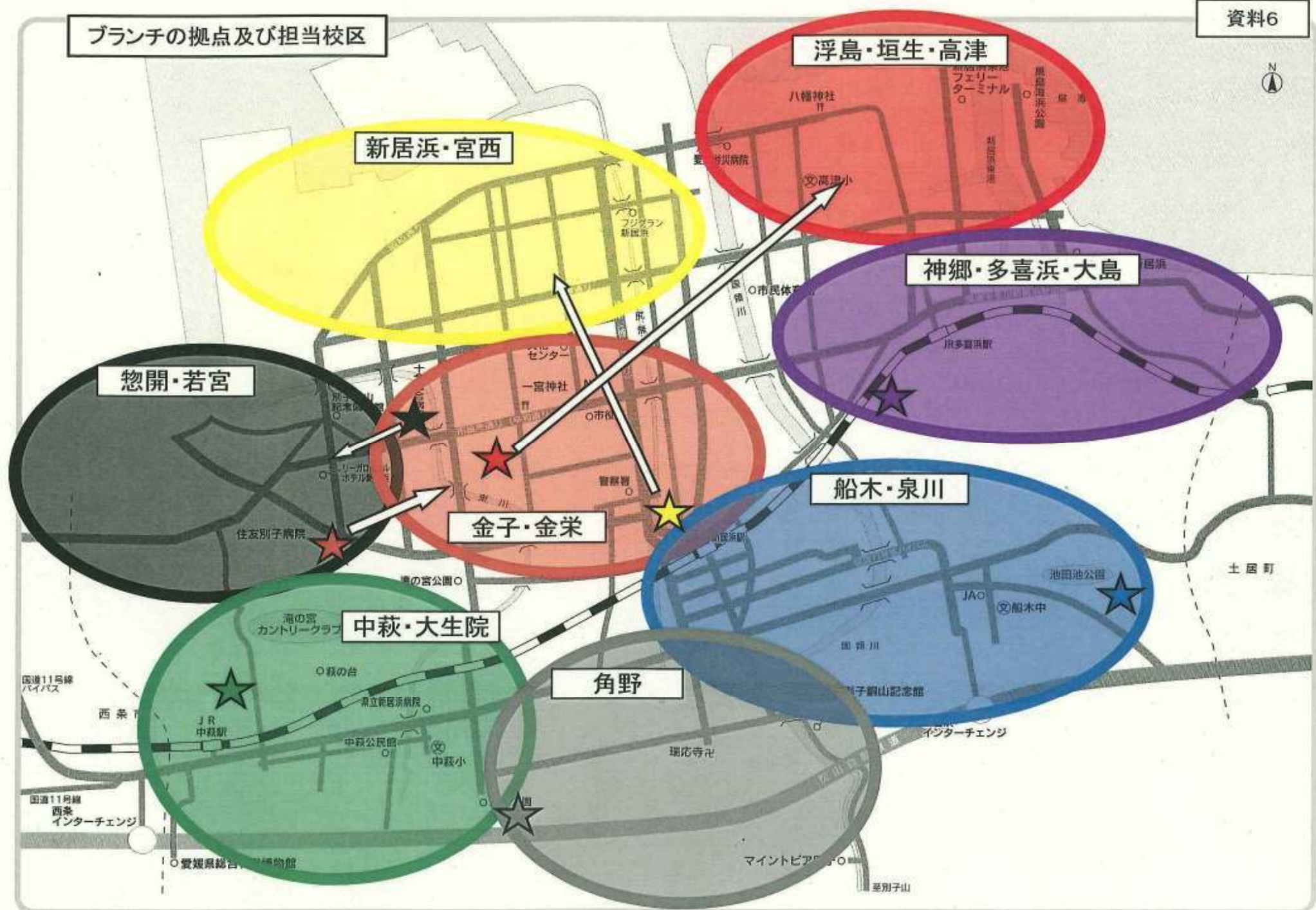
新居浜市の高齢化率・認定者数等の推移及び推計

年度	総人口	高齢者人口	高齢化率	認定者数	認定率
平成12年度	128,910	27,347	21.2%	3,385	12.4%
平成15年度	127,983	29,366	22.9%	5,916	20.1%
平成17年度	126,950	30,210	23.8%	6,550	21.7%
平成18年度	126,616	31,062	24.5%	6,722	21.6%
平成19年度	126,293	31,788	25.2%	6,736	21.2%
平成20年度	126,151	32,102	25.4%	6,883	21.4%
平成21年度	125,739	32,663	26.0%	7,007	21.5%
平成22年度	125,324	32,932	26.3%	7,299	22.2%
平成23年度	124,870	33,063	26.5%	7,565	22.9%
平成24年度	124,359	33,971	27.3%	7,756	22.8%
平成25年度	123,803	35,061	28.3%	8,027	22.9%
平成26年度	123,212	36,018	29.2%	8,343	23.2%

※人口については、平成23年度までは、各年10月1日現在住民基本台帳、平成24年度以降は、コーホート変化率法による推計結果

※認定者数については、平成23年度までは、各年10月1日現在実績、平成24年度以降は、ワークシートによる推計結果

ランチの拠点及び担当校区



地域密着型サービス関連の条例制定について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号及び平成 23 年法律第 105 号。いわゆる第 1 次一括法及び第 2 次一括法）」及び「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 72 号）」が施行され、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）が改正されました。

これらの法改正により、これまで省令で全国一律に定められていた介護サービス等の基準について、平成 25 年 4 月より、本市の条例で定めることになりました。

（1）パブリックコメントの結果について

○市民の皆さんの意見を反映するため、「新居浜市指定地域密着型（介護予防）サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例（仮称）」の条例制定に向けた考え方をとりまとめ、平成 24 年 9 月 3 日から 9 月 28 日までパブリックコメントを行いました。その結果ご意見等はありませんでした。

（2）省令と異なる点について

○新居浜市の独自基準について

パブリックコメントの骨子案のとおり、「非常災害対策の義務付け拡充」、「施設系のサービス提供記録の利用者への提供」、「記録の保存年限の延長」は独自基準として制定する予定です。また、新居浜市暴力団排除条例の基準により「暴力団に関わる事業者の排除」を独自基準として追加する予定です。

○介護保険法 78 条の 2 及び 115 条の 12 について

平成 23 年 6 月 22 日に公布された「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」によって改正された介護保険法第 78 条の 2 及び 115 条の 12 において、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員、及び事業者の指定に関する基準のうち申請者の欠格事由に係る基準は条例で定めることとされているため、これまでの基準どおり入所定員を地域密着型サービスの上限である「29 名以下」、欠格事由を「申請者が法人でないとき」と条例で定める予定です。

（3）今後の検討について

○上記以外の部分については、「指定地域密着型（介護予防）サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準省令」のとおりにしようと考えています。なお、愛媛県の関連条例及び他市の条例を参考に条文の整備を行いたいと考えています。

○今後のスケジュール(案)

- ・平成 24 年 10 月 運営委員会でパブリックコメントの結果について検討
- ・平成 24 年 12 月 市議会に条例案を上程。
- ・平成 25 年 4 月 1 日 施行

新居浜市の独自基準

	現行省令		独自基準（案）	独自基準を定める理由
非常災害対策の義務付け拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 57 条 ・ 第 82 条の 2 （介護予防） <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 30 条 ・ 第 58 条の 2 	<p><u>非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</u></p>	（現行省令に追加） <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画は、<u>一定の施設</u>にあつては、当該施設の立地条件等から予想される<u>災害の種別ごと</u>に作成し、及び<u>掲示</u>しなければならない。 （訓練についても同様） ・ 災害の種別ごとの計画の作成に当たっては、災害の特殊性を考慮したものとする。 ・ 非常食、飲用水、日用品等の<u>備蓄の確保</u>に努めなければならない。 	東日本大震災の甚大な被害状況を教訓として現行基準の見直しは不可欠であることや、第5期介護保険事業支援計画において災害に対する安全対策の徹底を指導するとしていこと、また、事業者が防災対策を再検討する契機となることも期待できるため、事業者に過度な負担とならないよう配慮しながら独自基準を規定する。
施設系のサービス提供記録の利用者への提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 95 条 ・ 第 116 条 ・ 第 135 条 （介護予防） <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 75 条 	<p>サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの<u>内容等を記録</u>しなければならない。</p>	<p>サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの<u>内容等を記録</u>するとともに、利用者からの申出があつた場合には、<u>文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供</u>しなければならない。</p>	現行基準では、施設系サービスにおいて、サービス提供内容の記録を利用者に提供する規定がないことから、利用者からの申出があつた場合にその情報を利用者に提供する義務を明文化する。
記録の保存年限の延長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 3 条の 40 ・ 第 17 条 ・ 第 60 条 ・ 第 87 条 ・ 第 107 条 ・ 第 128 条 ・ 第 156 条 ・ 第 181 条 （介護予防） <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 40 条 ・ 第 63 条 ・ 第 84 条 	<p>「その完結の日から<u>2年間</u>保存しなければならない。」</p>	<p>「その完結の日から<u>5年間</u>保存しなければならない。」</p>	地方自治法上の金銭債権の消滅時効である5年と整合を図る必要から、保存年限を変更する。
指定地域密着型サービスの事業の一般原則	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 3 条 	<p>なし</p>	<p>指定地域密着型サービス事業者について、法第78条の2第4項第1号に規定する条例で定める者は、法人である者とする。ただし、法人の役員等が新居浜市暴力団排除条例第2条第3項に掲げる暴力団員等でないこと。</p>	<p>新居浜市市暴力団排除条例が施行されたことを受け、暴力団等の排除を事業者の運営規定に定める旨を条例に規定する。</p>

介護保険法 78 条の 2 及び 115 条の 12 について

	介護保険法条数	介護保険法条文	条例（案）
入所 定員	第 78 条の 2 第 1 項	<p>第四十二条の二第一項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型サービス事業を行う者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業にあっては、<u>老人福祉法第二十条の五</u> に規定する特別養護老人ホームのうち、その入所定員が二十九人以下であって市町村の条例で定める数であるものの開設者）の申請により、地域密着型サービスの種類及び当該地域密着型サービスの種類に係る地域密着型サービス事業を行う事業所（第七十八条の十三第一項及び第七十八条の十四第一項を除き、以下この節において「事業所」という。）ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村の行う介護保険の被保険者に対する地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の支給について、その効力を有する。</p>	<p>法第 78 条の 2 第 1 項の規定により条例で定める定員は、29 人以下とする。</p>
法人 格の 有無	第 78 条の 2 第 4 項	<p>指定地域密着型サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定地域密着型サービスに従事する従業者を有しなければならない。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、市町村の条例で定める。</p>	<p>指定地域密着型サービス事業者について、法第 78 条の 2 第 4 項第 1 号に規定する条例で定める者は、法人である者とする。</p>